



報道機関 各位

記者発表資料  
令和2年4月16日（木）  
問い合わせ先：税制課  
区政推進部  
課長：須田哲矢（税制）  
参事：中村幸司（区政）  
電話：829-1159（税制）  
829-1833（区政）  
内線：2616（税制）  
2735（区政）

### 新型コロナウイルス感染症拡大に係る各種証明書の交付手数料免除について

さいたま市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う融資や貸付、各種支援制度等の手続きに必要な各種証明書の交付手数料を免除することとしました。

#### 1 免除とする主な使用目的について

- ①さいたま市による新型コロナウイルス対応臨時資金融資制度
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付
- ③日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 など

#### 2 対象となる主な証明書

- ①住民票
- ②印鑑登録証明書
- ③所得・課税（非課税）証明書
- ④納税証明書 など

#### 3 免除を受けるための手続き

北部・南部市税事務所の市税の総合窓口、各区役所区民課、各区役所内の市税の窓口、市民の窓口及び支所において、申請書に使用目的を記載することで確認し、交付手数料を免除します。

#### 4 期間

令和2年4月15日（水）～（終了時期は未定）